

MY企業年金通信

No. 2015-05

明治安田生命保険相互会社
総合法人業務部
団体年金コンサルティング室
TEL : 03 - 3283 - 9094

【今号のコンテンツ】

NO	内 容	関連制度
1	【制度関連】厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について	厚年基金 DB DC

ポイント

1. 厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について

平成 28 年 4 月 1 日以降に適用される次の予定利率が、3 月 29 日付で公布・通知されました。

A. 掛金を計算する際の予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）＝「0. 3%」

平成 27 年度に適用されていた率は「0. 5%」で「0. 2%」の引下げとなります。

イ. 最低積立基準額を計算する際の予定利率 = 「1. 76%」

平成 27 年度に適用されていた率は「1. 90%」で「0. 14%」の引下げとなります。

1	【制度関連】厚生年金基金と確定給付企業年金の下限予定利率等の改正について
	厚年基金 DB DC

1. 掛金計算に適用される予定利率の下限について

平成 28 年 4 月以降を基準日として、厚生年金基金や確定給付企業年金の掛金率（額）を算定する場合に適用する予定利率の下限（いわゆる「下限予定利率」）が「0. 3%」に設定されました。

年 度	下限予定利率
平成 24 年度	1. 1%
平成 25 年度	0. 8%
平成 26 年度	0. 7%
平成 27 年度	0. 5%
平成 28 年度	0. 3%

【厚生労働省告示第 110 号】、【通知「厚生年金基金の予定利率の下限等について」の一部改正について】

下限予定利率は「直近 5 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均又は直近 1 年間に発行された 10 年国債の応募者利回りの平均のいずれか低い率」を基準として設定されています。（「確定給付企業年金法並びにこれに基づく政令及び省令について（法令解釈）」第 4）

平成 28 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日までを基準日として掛金率（額）を算定する場合（財政再計算・変更計算等）の予定利率は、「0. 3%」を下回ることができませんので、ご注意ください。

2. 最低積立基準額の計算に適用される予定利率について

平成28年4月以降を基準日として、厚生年金基金と確定給付企業年金の最低積立基準額を計算する場合に適用する予定利率が「1.76%」に設定されました。

年 度	予定利率
平成24年度	2.24%
平成25年度	2.13%
平成26年度	2.00%
平成27年度	1.90%
平成28年度	1.76%

【厚生労働省告示第111号・112号】

最低積立基準額の計算に適用される予定利率は「5年間に発行された30年国債の利回り」を勘案して定められています。(確定給付企業年金法施行規則第55条第1項第1号)

「1.76%」は、平成28年4月1日～平成29年3月31日までを基準日とする非継続基準の財政検証に適用される利率です。(平成28年3月末決算は、平成27年度の予定利率を適用)

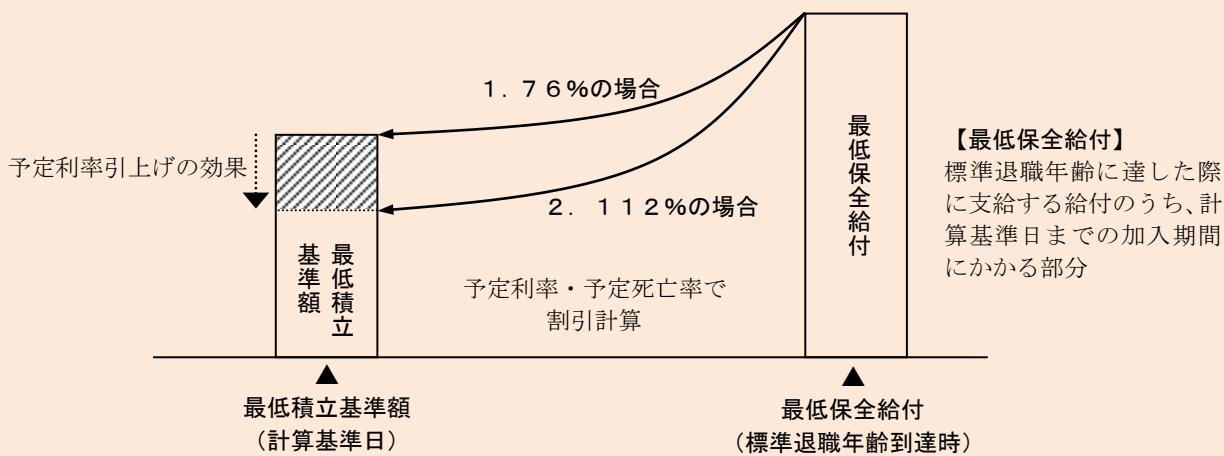
この予定利率は代議員会の議決や労働組合等の同意を条件に次の範囲で変更することが可能です。

年 度	告示の予定利率	乗数	変更後の予定利率
平成27年度	1.90%	0.8～1.2	1.520%～2.280%
平成28年度	1.76%	0.8～1.2	1.408%～2.112%

最低積立基準額は、非継続基準の財政検証において、最低保全給付を「予定利率・予定死亡率」で割引計算して算出するため、最低積立基準額と予定利率の関係は、次のとおりとなります。

予定利率の引上げ ⇒ 最低積立基準額の減少 予定利率の引下げ ⇒ 最低積立基準額の増加

◎予定利率を変更した際の最低積立基準額の影響イメージ（平成28年度決算で2.112%適用の場合）



公布された【厚生労働省告示第110号・111号・112号】は次のURLにてご確認ください。

・ <http://kanpou.npb.go.jp/20160329/20160329h06744/20160329h067440006f.html>